

5. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

建造物・樹木の歴史的、文化的価値にかかわらず、住民が愛着を感じ、守っていききたいと思う建造物・樹木は孺恋村の良好な景観を創り出す上で重要な要素となっています。

住民などから親しまれている、良好な景観を形成している建造物・樹木については、所有者や管理者との同意を図り、景観重要建造物・樹木に指定します。また、村の全域に点在する史跡、神社・仏閣拠点について、既に文化財に指定されているものについては、今後も文化財保護法に基づいて保全を図っていきます。それ以外のものについては、景観上重要な建造物、樹木に指定し、保全を図ります。

5-1. 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が景観上の特徴を有しており、公共の場所から誰でも容易に見ることができるもので、以下の要件のいずれかに該当するものを指定します。

- 孺恋村の自然、歴史、文化、生活等の特性が現れたもので、ある地域の景観上の特徴を当該建造物の外観が有しているもの
- 村民に親しまれ、地域のシンボルになっているもの
- 良好な景観の創出の観点から指定するもの

景観重要建造物・樹木に指定されると、現状変更等に関する制限が可能になります。また、所有者は景観整備機構等と協力して管理を行うことができます。

【該当建造物の例】



鎌原神社



鎌原観音堂



孺恋村郷土資料館

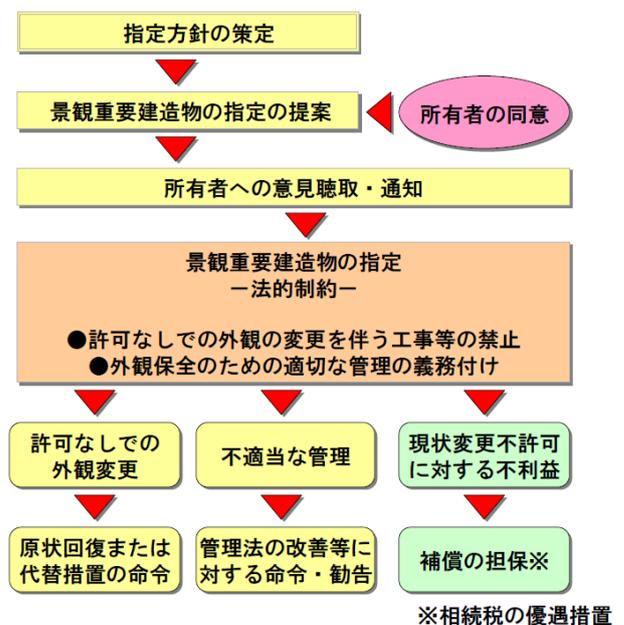


図 景観重要建造物指定の流れ

5-2. 景観重要樹木の指定の方針

樹木の外観が景観上の特徴を有しており、公共の場所から誰でも容易に見ることができるもので、以下の要件のいずれかに該当するものを指定します。

- 社寺林や屋敷林などで、地域の景観を構成する要素となっているもの
- 竹林や森林など、良好な景観を創りだしているもの
- 村民に親しまれ、地域のシンボルになっているもの
- 良好な景観の創出の観点から指定するもの

景観重要建造物・樹木に指定されると、現状変更等に関する制限が可能になります。また、所有者は景観整備機構等と協力して適正な管理を行うことができます。

【該当樹木の例】



三原の桜並木



大前のこのの木



熊野神社の逆さ杉

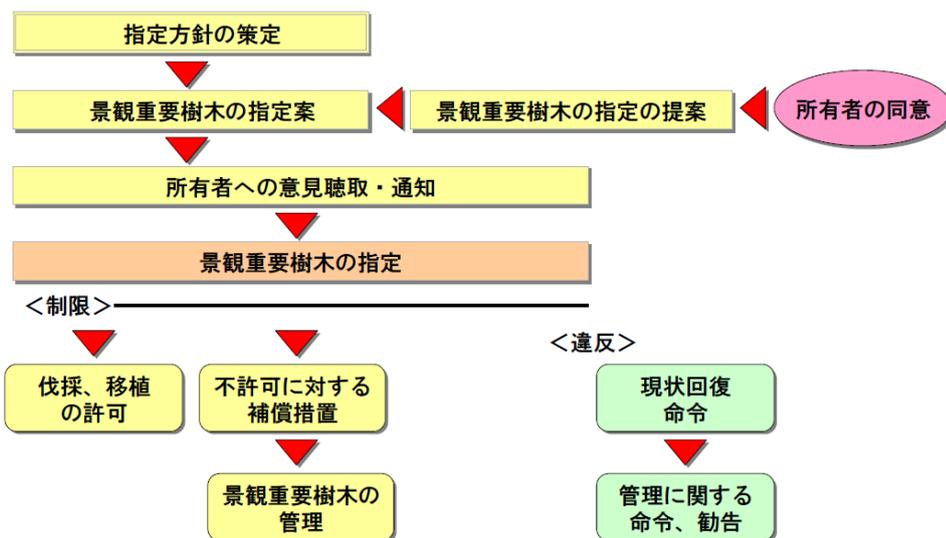


図 景観重要樹木指定の流れ